

多治見市新型コロナウイルス感染症対応「伴走支援型特別保証」制度信用保証料補給取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、岐阜県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の信用保証を得て金融機関からの融資を受けた場合において、保証協会に支払う信用保証料（以下「保証料」という。）を補給することにより、中小企業者の資金繰りを円滑にし、もって経営の安定及び生産性等の向上を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱に基づき保証料の補給を受けることができる中小企業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1） 市内に店舗又は事業所を有する中小企業者であること。
- （2） 新型コロナウイルス感染症による中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号又は第5号に該当する者として市長の認定を受けていること。
- （3） 令和4年7月1日から令和4年12月30日までの間に、保証協会の「伴走支援型特別保証」制度による信用保証を得て融資を受け、融資実行時に支払う保証料（分割の初回納付分を含む。）を納付していること。
- （4） 市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対して分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を含む。）。

（補給額等）

第3条 保証料の補給は、予算の範囲内において実施する。

- 2 補給金の額は、融資実行時に支払う保証料の2分の1の額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。
- 3 この要綱に基づく保証料の補給は、1事業者につき1回に限るものとする。

（補給の申請）

第4条 保証料の補給を受けようとする者は、次に掲げる書類を融資実行時の日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 多治見市新型コロナウイルス感染症対応「伴走支援型特別保証」制度信用保証料補給申請書（別記様式第1号）
- (2) 貸付証明書（別記様式第2号）
- (3) 市税等納付状況確認同意書
- (4) 保証協会発行の信用保証書又は信用保証決定のお知らせの写し
（補給の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類を審査し、
適当と認めたときは、保証料の補給を決定し、多治見市新型コロナウイルス感染症
対応「伴走支援型特別保証」制度信用保証料補給決定通知書（別記様式第3号）
により申請をした者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、前条に規定する決定の日から起算して
30日を経過する日又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに多治見市新型コ
ロonavirus感染症対応「伴走支援型特別保証」制度信用保証料補給金請求書
（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（補給金の交付）

第7条 市長は、前条の規定による請求書を受理した日から起算して30日以内に補給
金を交付するものとする。

（補給決定の取消し及び返納）

第8条 保証料の補給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、市
長は、保証料の補給の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された補給金
があるときはその全部又は一部を返納させるものとする。

- (1) 虚偽の申請があったとき。
- (2) 第2条各号に定める要件を満たさないこととなったとき。

（繰上償還）

第9条 保証料の補給の決定を受けた者は、当該補給に係る融資を繰上償還したこと
により、既に交付を受けた補給金の額が負担すべき保証料を超えることとなっ
たときは、当該超える部分に相当する額を市に返納しなければならない。